

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3
◎成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例	12
◎高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例	13
◎高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	13
◎高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例	13
◎高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例	13
◎高知県認定こども園条例の一部を改正する条例	13
◎高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	14

公布された条例のあらまし

◆地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

- 1 条例改正の目的
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の制度が導入されること等を考慮し、会計年度任用職員の給与等について定めるほか、関係条例について規定の整備をすることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 第1号会計年度任用職員の給与の種類
第1号会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とすること。（職員の給与に関する条例第25条、公立学校職員の給与に関する条例第25条及び警察職員の給与に関する条例第25条）
 - (2) 第1号会計年度任用職員の報酬
 - ア 第1号会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は1時間当たりの額により、当該第1号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員（会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）以外の職員をいう。以下同じ。）の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定めることとすること。（職員の給与に関する条例第25条の2、公立学校職員の給与に関する条例第25条の2及び警察職員の給与に関する条例第25条の2）
 - (ア) 月額により定める報酬 行政職給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職（以下「行政職相当職」という。）にあつては行政職給料表2級17号給の額に、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職（以下「行政職相当職以外の職」という。）にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額に、当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額
 - (イ) 日額により定める報酬 行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数に、当該第1号会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額
 - (ウ) 1時間当たりの額により定める報酬 行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数を7時間45分で除して得た額
- イ 第1号会計年度任用職員には、アの報酬のほか、給料の調整額及び次に掲げる手当に相当する額を、常勤の職員の例により、報酬として加算して支給すること。（職員の給与に関する条例第25条の3、公立学校職員の給与に関する条例第25条の3及び警察職員の給与に関する条例第25条の3）
 - (ア) 初任給調整手当
 - (イ) 地域手当
 - (ウ) 特殊勤務手当
 - (エ) 時間外勤務手当

- (オ) 休日勤務手当
(カ) 夜間勤務手当
(キ) 宿日直手当
(ク) 農林漁業普及指導手当（職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に限る。）
(ケ) 定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当（公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に限る。）
- (3) 第1号会計年度任用職員の費用弁償
第1号会計年度任用職員には、通勤手当に相当する額を、常勤の職員の例により、費用弁償として支給すること。（職員の給与に関する条例第25条の5、公立学校職員の給与に関する条例第25条の5及び警察職員の給与に関する条例第25条の5）
- (4) 第1号会計年度任用職員の期末手当
第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に、常勤の職員の例により支給すること。（職員の給与に関する条例第25条の6、公立学校職員の給与に関する条例第25条の6及び警察職員の給与に関する条例第25条の6）
- (5) 第2号会計年度任用職員の給料
第2号会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の給料は、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定めることとする。（職員の給与に関する条例第25条の8、公立学校職員の給与に関する条例第25条の8及び警察職員の給与に関する条例第25条の8）
- (6) 第2号会計年度任用職員の期末手当
第2号会計年度任用職員の期末手当は、任期が6箇月未満である職員を除き、支給すること。（職員の給与に関する条例第25条の9、公立学校職員の給与に関する条例第25条の9及び警察職員の給与に関する条例第25条の9）
- (7) 会計年度任用職員の育児休業等について、所要の規定の整備を行うこと。（第7条関係）
- (8) 会計年度任用職員の退職手当について、所要の規定の整備を行うこと。（第12条関係）
- (9) この条例による改正前の非常勤職員であつた者で第1号会計年度任用職員となったものの報酬については、任命権者が知事と協議して必要な調整を行うことができること。（附則第2項関係）
- (10) 会計年度任用職員に対して令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算定については、この条例による改正前の臨時又は非常勤職員として在職していた期間を含めるものとする。（附則第3項関係）
- (11) その他関係条例について所要の規定の整備を行うこと。
- 3 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。
- ◆成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例（高知県条例第11号）

- 1 条例改正の目的
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等を行うこととした。
- 2 施行期日
この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。
- ◆高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例（高知県条例第12号）
- 1 条例改正の目的
3年間の任期が終了し、令和元年12月に一斉改選が予定されている民生委員について、市町村の区域ごとに定めた定数を改めることとした。
- 2 施行期日
この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。
- ◆高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）
- 1 条例改正の目的
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われ、心身障害者扶養共済制度に係る国の条例準則が一部改正されたことに伴い、心身障害者に代わって年金を受領し、管理する年金管理者の資格要件について必要な改正を行うこととした。
- 2 施行期日
この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。
- ◆高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）
- 1 条例改正の目的
国において大学等における授業料等の減免制度が創設されるとともに、給付型奨学金制度が拡充されることを考慮し、高知県夢・志チャレンジ育英資金の給付額を見直す等必要な改正を行うこととした。
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）
- 1 条例改正の目的
屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき都道府県等が定めることができる屋外広告物及び掲出物件の維持の方法の基準について、国が定める屋外広告物条例ガイドラインが一部改正されたことを考慮し、許可を受けて屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者について、これらの管理義務に加え、新たに点検を義務付ける規定を追加することとした。
- 2 施行期日等
この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の高知県屋外広告物条例第19条の2の規定は、更新の許可を受けようとする許可の期間が同日以後に開始する広告物又は掲出物件について適用することとした。
- ◆高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）
- 1 条例改正の目的
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府文部科学省令第1号）が一部改正され、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては耐

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

6 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年高知県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「次条において」を「以下」に改める。

第4条中「（公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額）」を削り、同条に次の2項を加える。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「報酬の額（職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第25条の3又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第25条の3の規定により報酬として加算して支給する額（給料の調整額に相当する額を除く。）を除く。）とする。

3 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額に教職調整額の月額を加算した額」とする。

（知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部改正）

7 知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例（平成15年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

（警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

8 警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年高知県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条において」を「以下」に改める。

第4条中「月額」を「月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第25条の3の規定により報酬として加算して支給する額（給料の調整額に相当する額を除く。）を除く。））」に改める。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第11号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により

失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第4項の規定の」に改める。

（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号及び第10号中「、若しくは失職し」を削る。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第27条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第4項の規定の」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第12号

高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例

高知県民生委員定数条例（平成27年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。
本則第3号中「132人」を「133人」に改め、本則第4号中「87人」を「88人」に改め、
本則第7号中「74人」を「75人」に改め、本則第8号中「145人」を「146人」に改め、本
則第9号中「111人」を「116人」に改め、本則第10号中「128人」を「127人」に改め、本
則第33号中「53人」を「54人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第13号

高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

高知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年高知県条例第26号）の一部を次のように
改正する。

第9条第2項各号を次のように改める。

- （1） 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認
知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- （2） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第14号

高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例

高知県夢・志チャレンジ基金条例（平成28年高知県条例第9号）の一部を次のように改
正する。

第5条第1項中「次に掲げる額」を「月額4万円」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の高知県夢・志チャレンジ基金条例の規定は、この条例の施行

の日以後に新たに高知県夢・志チャレンジ育英資金（以下この項において「育英資金」
という。）の給付を受ける者について適用し、同日前から引き続き育英資金の給付を受
けている者については、なお従前の例による。

高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第15号

高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第19条第2項中「（第43条第1項第1号において「登録試験機関」という。）」を削
り、「合格した者」を「合格した者（以下「屋外広告士」という。）」に改め、同条の次
に次の1条を加える。

（点検義務）

第19条の2 第15条の規定による許可の期間の更新の許可を受けようとする者は、規則で
定めるところにより、当該許可の申請をするまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物
件（規則で定める簡易な広告物又は掲出物件を除く。）の本体、接合部、支持部分等の
劣化、損傷その他の異常の有無を点検しなければならない。

2 前項の規定による点検は、規則で定める広告物又は掲出物件については、屋外広告士
その他広告物及び掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者にさせ
なければならない。

第20条中「前条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第43条第1項第1号を次のように改める。

（1） 屋外広告士

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の高知県屋外広告物条例第19条の2
の規定は、更新の許可を受けようとする許可の期間が同日以後に開始する広告物又は掲出
物件について適用する。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第16号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。
第2条中「」において」を「。以下「幼保連携型認定こども園基準府省令」という。）
において」に改める。

第6条第1号中「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
25年高知県条例第21号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第11条ただし書の規
定」を「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年高知県
条例第1号）第3条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「児童福祉施設基準省令」という。）の
規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第1号に規定するものに限